

介護職員初任者研修受講費用 を助成します

小平市では、介護人材の確保及び定着並びに介護職員の資質の向上を目的として、介護職員初任者研修課程を修了し、小平市内の介護事業所に一定期間従事した人に対し受講費用等を助成します。

助成対象者

以下の要件をすべて満たす方

- 1 令和5年4月1日以降に初任者研修を修了していること。
- 2 初任者研修を修了した日の翌日から数えて、3か月以上継続して小平市内の同一の介護事業所に介護職員として勤務していること。
- 3 申請時において当該介護事業所に引き続き勤務していること。
- 4 勤務先である介護事業所の運営法人等に直接雇用されていること。(派遣による勤務は不可)
- 5 初任者研修の受講費用について他の助成を受けていないこと。

※介護保険法に規定するサービスのうち、以下の介護(予防)サービスを提供する小平市内の介護事業所に勤務している方が対象となります。

- ・訪問介護(ホームヘルプ) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護 ・通所介護(デイサービス) ・地域密着型通所介護(小規模デイサービス)
- ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション(デイケア) ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護 ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

※次の介護事業所は対象外です。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援

助成対象経費

初任者研修の受講料(教材費、実習に要した費用等を含む。)

※申請者本人が初任者研修を実施した養成機関に支払った額のみが対象となります。

助成金額

- 1 助成対象経費が70,000円以上の場合
70,000円
- 2 助成対象経費が70,000円を下回る場合
実費(1,000円未満切り捨て)
(例)助成対象経費が63,500円の場合、助成金額は 63,000円

申請方法

以下の書類を下記問合せ先へ郵送又は窓口へ直接ご持参ください。

- ①小平市介護職員初任者研修受講費助成金交付申請書※
- ②初任者研修を修了したことを証明する書類(初任者研修を実施した養成機関が交付したものに限り。)
- ③申請者が支払った受講料に係る領収書の写し又はそれに類する書類

※様式は、小平市ホームページよりダウンロードできます。(右記、二次元コード参照)



申請期限

申請者が初任者研修を修了した年度の翌年度の3月末日まで。

Q&A

- Q. 小平市民でない場合も、助成の対象となりますか。
A. 助成の対象となります。ただし、小平市内の介護事業所に勤務している必要があります。
- Q. 研修の修了前から勤務していても、助成の対象となりますか。
A. 助成の対象となります。ただし、申請は、研修を修了した日の翌日から数えて、3か月を経過してから可能となります。
- Q. 非常勤で勤務していますが、助成の対象となりますか。
A. 助成の対象となります。ただし、派遣などで事業所に直接雇用されていない場合は対象となりません。
- Q. 事業所が資格取得費用の一部を負担した場合、自己負担部分は助成の対象になりますか。
A. 助成の対象となりません。
- Q. クレジットカード払いのため、領収書が無い場合はどうすればよいですか。
A. 他に支払の証明ができる書類が無い場合は、支払先に領収書の発行を依頼してください。

【問合せ先】

〒187-8701

東京都小平市小川町2丁目1, 333番地

小平市健康福祉部 高齢者支援課 計画担当

電話：042-346-9823

E-mail: koreishashien@city.kodaira.lg.jp